

名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 21 回）議事次第

日 程：令和 5 年 5 月 1 日（月）

14 時 15 分から

場 所：災害対策本部室（東庁舎 1 階）

1 議題

- (1) 国の今後の方針について 【資料 1】
- (2) 本市における新型コロナウイルス感染症対策について 【資料 2-1～2-2】
- (3) 本市における新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対応について 【資料 3-1～3-3】

2 その他

- 【資料 1】 国の今後の方針について
- 【資料 2-1】 本市における新型コロナウイルス感染症の状況について
- 【資料 2-2】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料 3-1】 名古屋市 新型コロナウイルス感染症にかかる基本的な対応
- 【資料 3-2】 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う対応について
- 【資料 3-3】 5 類移行に伴う主な事業に係る対応
- 【資料 4】 市民・事業者の皆さまへ

国の今後の方針

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」
(令和5年3月31日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) より一部抜粋

○ 今般の感染症法上の位置付けの変更により、新型コロナの感染対策は5月8日から、

- ・現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
- ・今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」

に大きく変わる。

○ 基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、以下の観点を踏まえた対応に転換する。

- ①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。
政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

<基本的感染対策に関する変更方針（ポイント）>

	現在	今後（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	・ 法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・ 個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・ 新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	・ （基本的対処方針は廃止） ・ 感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・ 事業者による業種別ガイドラインの作成 ・ 政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・ （業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・ 事業者の判断、自主的な取組

本市における新型コロナウイルス感染症の状況について

資料 2-1

(令和5年4月30日現在)

1 陽性者の発生状況

(1) 月別陽性者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
元年度											24	98	122
2年度	149	6	12	770	1,459	439	462	1,899	3,035	2,911	716	629	12,487
3年度	2,449	5,533	1,498	1,253	10,880	9,150	410	60	63	27,268	46,642	30,583	135,789
4年度	26,088	20,001	9,299	79,466	130,697	45,559	15,914	46,976	80,377	59,021	10,796	4,100	528,294
5年度	3,970	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,970
													680,662

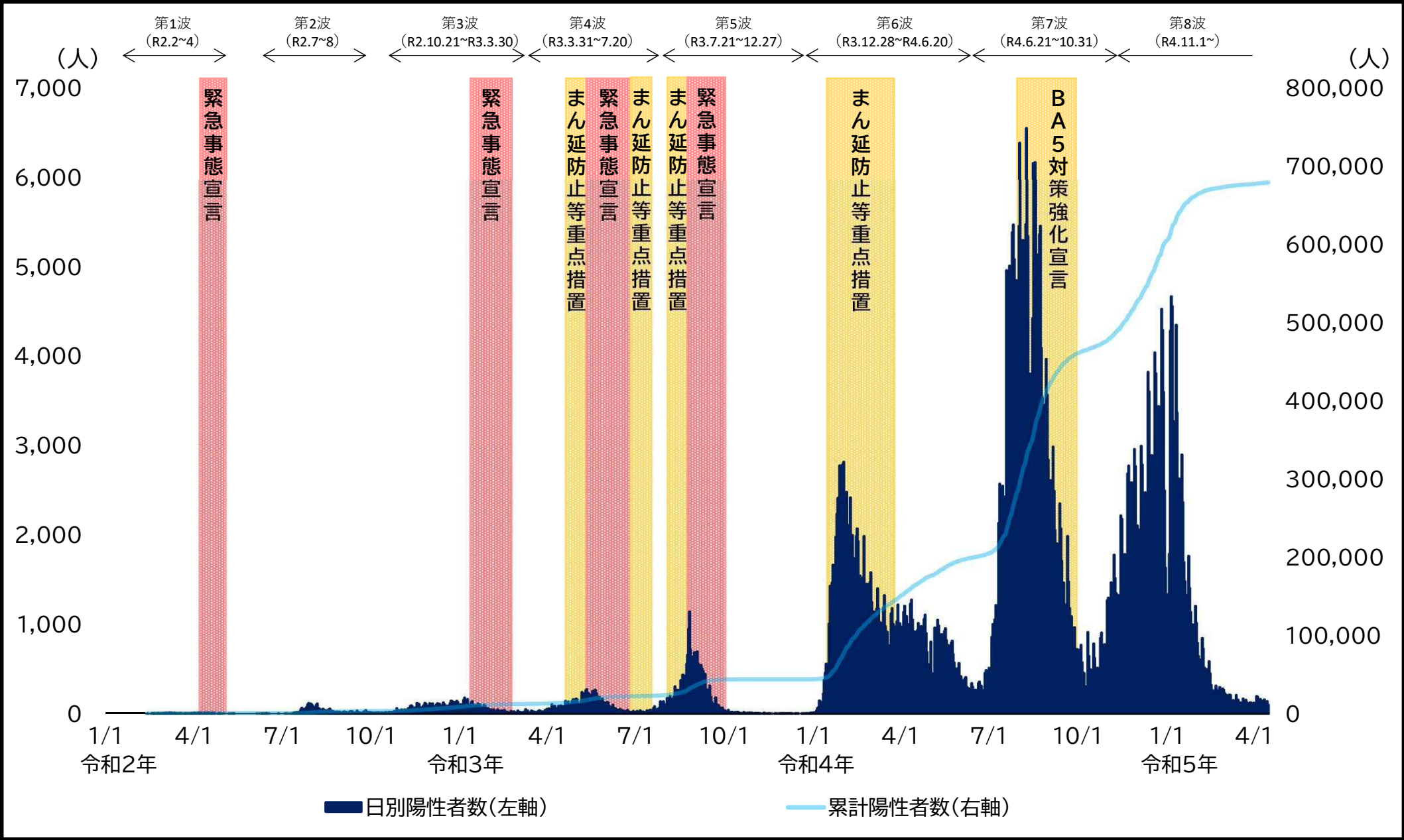
(2) 月別死亡者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
元年度											0	16	16
2年度	6	1	0	1	17	14	7	8	31	96	51	27	259
3年度	19	53	59	11	7	36	9	2	0	10	170	86	462
4年度	20	23	14	32	173	72	52	41	130	161	60	20	798
5年度	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
													1,547

(3) 年齢別発生状況

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代～	不明	計
元年度	0	0	6	4	10	17	31	24	30	0	122
2年度	374	603	3,225	1,956	1,629	1,482	1,066	1,001	1,151	0	12,487
3年度	17,749	17,910	28,109	22,247	20,086	13,099	6,471	4,928	5,190	0	135,789
4年度	68,296	67,945	86,730	84,683	80,929	61,015	32,275	24,374	22,046	1	528,294
5年度	278	336	650	624	560	646	375	270	231	0	3,970
計	86,697	86,794	118,720	109,514	103,214	76,259	40,218	30,597	28,648	1	680,662

2 日別陽性者数と累計陽性者数の推移



I 感染拡大の防止・医療提供体制の確保

1 感染拡大防止・患者療養支援に関する主な取り組み

(1) 相談体制の確保

- ▶令和2年2月に帰国者・接触者相談センターを設置(～同年11月)【延相談件数】105,265件
- ▶同年11月に帰国者・接触者相談センターに代えて、**受診・相談センター**を設置し、発熱等の症状がある市民の電話相談窓口として24時間体制で運営【延相談件数】355,754件(R5.3.31現在)

(2) 検査体制の確保

- ▶市衛生研究所のほか、医療機関や保健センター、民間業者、PCR検査所(令和2年5～9月)を活用し、PCR検査等を実施【延検査件数】1,560,152件(R5.3.31現在)

(3) 積極的疫学調査・健康観察の実施

- ▶感染源を推定(特定)するために、保健センターが地を這う**積極的疫学調査**を推進するとともに、陽性者の健康観察を実施
- ▶医療機関への受診集中を緩和しつつ、迅速な陽性判定ができるよう、令和4年8月に**陽性者登録センター**を設置【延登録人数】71,969人(R5.3.31現在)

(4) 配食サービスの提供

- ▶自宅療養者等が療養に専念できるよう**配食サービス**を提供【延提供件数】2,047,742件(R5.3.31現在)

(5) 宿泊療養施設の運営

- ▶県がホテルを借り上げて設置した市内の**宿泊療養施設**の運営に協力【延入所者数】23,616人(R5.3.31現在)

2 医療提供体制の確保に関する主な取り組み

(1) 入院調整業務の実施

- ▶入院が必要な陽性者・濃厚接触者について、新型コロナウイルス感染症対策室が入院先医療機関を調整

(2) 外来・往診等体制の確保

- ▶自宅療養者等に必要な医療を届けるため、**外来診療や往診等**を実施した医療機関等に対して補助金を交付

(3) 救急医療体制の確保

- ▶救急患者の受入を推進するとともに、医療機関の負担を軽減するため、救急搬送で患者を受け入れた医療機関に対して支援金を交付
- ▶平日夜間や休日における救急患者の受入を推進するため、夜間休日救急当番制を構築

(4) 患者移送体制の確保

- ▶医療機関への受診時等における移動について、民間タクシー事業者等と契約し、移送手段を確保

Ⅱ 新型コロナワクチン接種事業

1 接種実績(令和5年3月31日時点)

▶令和3年2月17日から開始され、個別接種、集団接種、大規模集団接種を組み合わせを行い、令和5年3月31日までに6,442,774回の接種を実施

2 市が開設した接種会場(集団接種・大規模集団接種)

(1) 集団接種(区役所講堂、小学校体育館等)

- ▶各区での集団接種については令和3年4月14日から開始し、延2,085会場で実施、接種実績は718,487回であった。
- ▶会場は区役所の講堂、小学校の体育館等で行い、あらかじめ区役所と当該区を担当する本庁局室でペアを組み、当日の接種会場の運営だけでなく、準備や訓練段階から連携することで全庁一丸となってワクチン接種を推進した。(市職員の従事者数：延約11,000人)

(2) 大規模集団接種

- ▶令和3年7月1日に開設したパロマ瑞穂スタジアム会場を始め、延10会場で実施、接種実績は370,617回であった。

(3) 医療従事者の派遣

- ▶市が設置した集団接種会場及び大規模集団接種会場の運営にあたっては、(一社)名古屋市医師会、(一社)名古屋市歯科医師会、(一社)名古屋市薬剤師会、(公社)愛知県看護協会、(公大)名古屋市立大学の各団体から合計で延28,953人の医療従事者を派遣していただいた。

○団体別医療従事者数(延人数)

(一社)名古屋市医師会	17,518人
(一社)名古屋市歯科医師会	828人
(一社)名古屋市薬剤師会	3,466人
(公社)愛知県看護協会	1,860人
(公大)名古屋市立大学	5,281人

3 これまでのワクチン接種事業の取組み

区 分		内 容			
個別接種		R3.5 個別医療機関での接種開始		延	5,353,670回
各区における 集団接種	1～2回目	延1,685会場	R3.4.14～11.28	延	613,378回
	3回目	延 400会場	R4.1.29～ 5.22	延	105,109回
大規模集団接種	1～2回目	パロマ瑞穂スタジアム	R3.7～10	延	155,053回
		名古屋国際会議場	R3.9～11	延	24,584回
	3～4回目	名古屋国際会議場	R4.2～ 3	延	21,143回
		中区役所ホール	R4.3～10	延	74,536回
		日本ガイシフォーラム	R4.4～ 7	延	11,159回
		イオンタウン有松	R4.7～ 8	延	16,167回
	令和4年秋開始接種 (オミクロンワクチン)	イオンタウン有松	R4.11～R5. 1	延	27,587回
		サンシャインサカエ	R4.11～R5. 3	延	28,570回
		名鉄レジャック	R4.11～12	延	8,847回
		名古屋市立大学	R4.12※土日のみ	延	2,971回
その他		R3.2 医療従事者等先行接種対象者への接種開始			

新型コロナウイルス感染症対策における全庁応援について(健康福祉局内除く)

(参考)

区分	最大応援人数(名)		
	本庁		保健センター
	感染症対策	ワクチン※	
第1波 (令和2年2月～4月)	15	—	—
第2波 (令和2年7月～8月)	18	—	—
第3波 (令和2年10月21日～令和3年3月30日)	59	8	—
第4波 (令和3年3月31日～7月20日)	54	8	—
第5波 (令和3年7月21日～12月27日)	58	30	108
第6波 (令和3年12月28日～令和4年6月20日)	42	13	191
第7波 (令和4年6月21日～10月31日)	21	—	—
第8波 (令和4年11月1日～)	12	—	—

※ワクチン集団接種(区役所講堂、小学校体育館等)の職員応援については、資料2-2を参照

これまでの対応（基本的対処方針等）

本市「新型コロナウイルス感染症にかかる検証及び対応方針」等に基づき、全市一丸となって新型コロナウイルス感染症に立ち向かうための施策を強く推進

1. 感染防止対策

- （１）情報発信
 - ・プライバシー等に配慮しつつ具体的な感染状況についてＳＮＳ等を活用した積極的な情報提供
 - ・市民・事業者に対し、感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」の積極的な活用のＰＲ
- （２）施設・イベント
 - ・イベントは、感染防止対策を実施した上で、国・県のガイドラインに基づき実施
 - ・施設の使用料について、使用制限等に伴う還付を実施
- （３）子ども（学校・保育所等）
 - ・学校は、感染防止対策を徹底し、継続的な学校運営に取り組む
 - ・保育所等は、感染防止対策を徹底し、市内の感染拡大状況等に応じて適切な運営に取り組む
- （４）高齢者・障害者
 - ・高齢者・障害者の感染防止のため、事業所等における感染防止対策を支援
- （５）庁舎内での対応
 - ・窓口業務等に従事する職員のマスク着用や、飛沫飛散防止のためのアクリルパーティションの設置など、感染防止対策を実施

2. 医療体制の確保

- ・発熱等の症状がある市民の電話相談窓口として 24 時間体制の受診・相談センターの設置
- ・保健センターによる積極的疫学調査や陽性者に対する丁寧な健康観察の実施
- ・限られた医療機関による対応（県と連携した入院病床の確保）
- ・市衛生研究所の他、医療機関やＰＣＲ検査所等を活用した検査体制の拡充

3. 市民・事業者への支援

- ・国等が実施する支援事業など迅速に情報収集を行い、適切な給付体制を整備。積極的な情報発信の実施
- ・融資制度の創設・拡充など、事業継続の支援により結果として雇用の確保につながる施策の実施
- ・感染拡大防止と地域活動の両立のため、新たな地域活動のあり方の検討

4. 業務継続計画・職員体制等

- （１）ＢＣＰ・応援体制
 - ・ＢＣＰの見直しを図り、的確な人員配置を実現できる体制の整備
 - ・急増する業務に対応するための柔軟な応援体制の整備
- （２）時差出勤・在宅勤務
 - ・在宅勤務やテレワークの活用、窓口業務における飛沫飛散防止など職員の安全確保の推進
- （３）対策本部
 - ・新型コロナウイルス感染症対策本部を特別に設置した上で、全市一丸となって対応

5月8日以降（5類移行後）の基本的な対応

5 類への移行に伴って本市対応方針は 5 月 7 日をもって廃止し、8 日以降の市民・事業者に向けた本市の基本的な対応は、以下のとおりとする。

1. 感染防止対策

- ・日常における基本的な感染対策について、主体的な選択を尊重し、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む（国の「基本的対処方針」や「業種別ガイドライン」は廃止）
- （１）情報発信
 - ・定点医療機関から報告される患者数など市公式ウェブサイトを活用した情報発信は継続した上で、危機的事象が発生した場合にはＳＮＳ等を活用した積極的な情報提供を実施
- （２）施設・イベント
 - ・換気や手洗い等の一般的な感染対策を継続
 - ・施設の利用制限等に伴う施設利用料還付の取扱いは終了
- （３）子ども（学校・保育所等）
 - ・換気や手洗い等の一般的な感染対策を継続
- （４）高齢者・障害者
 - ・重症化リスクの高い方等が入所する施設内の感染防止対策の支援は継続
- （５）庁舎内での対応
 - ・基本的感染対策（マスク着用、手洗い等の手指衛生等）や各所属で実施しているその他対策（検温、消毒液・パーティション設置等）は、個人又は各所属で判断

2. 医療体制の確保（別紙資料 3-2）

- ・発熱等の症状がある市民の電話相談窓口として受診・相談センターの運営を継続
- ・幅広い医療機関による対応への移行を促進
- ・医療機関・高齢者施設等との連携強化を継続

3. 市民・事業者への支援（別紙資料 3-3）

- ・主体的な選択を尊重し、自主的な取組を支援するため市民・事業者の判断に資するような国等からの情報提供を行う
- ・必要な経済施策は引き続き実施することで、厳しい状況にある事業者の事業活動継続を支援

4. 業務継続計画・職員体制等

- （１）ＢＣＰ・応援体制
 - ・ＢＣＰ（第 1 段階）は5 月 7 日をもって終了（職員応援体制は令和 4 年度をもって終了）
- （２）時差出勤・在宅勤務
 - ・時差勤務、在宅勤務については、職員のワークライフバランスの確保を目的とした新たな取組みとして実施（令和 5 年度からフレックスタイムを導入）
- （３）対策本部
 - ・政府対策本部の廃止に伴い、5 月 7 日をもって新型コロナウイルス感染症対策本部・区本部は廃止した上で、今後、感染症に関する危機的事象が発生した場合には危機管理対策本部により対応

国の対応方針

新型コロナウイルス感染症について、**令和5年5月8日**から感染症法上の**5類感染症**に位置づける。

感染者の特定

- ・発生届は終了し（感染者は特定しない）、**定点医療機関による感染動向把握**に移行する。

感染者への外出自粛要請

- ・感染者への**外出自粛要請は適用されない**。
類型変更後の療養期間の考え方(目安)
発症後5日を経過、かつ症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることを推奨。

自宅療養者への対応

- ・発熱時等の受診相談機能や感染者の体調急変時の相談機能を継続する。

医療提供体制

- ・限られた医療機関による特別な対応から**幅広い医療機関による通常の対応**に移行する。
- ・**入院措置・勧告は適用されない**。

公費支援(医療費)

- | | |
|----|--|
| 外来 | 医療費と検査費(保険適用)は自己負担。
抗ウイルス薬の公費支援は9月末まで実施。 |
| 入院 | 医療費(保険適用)と食事代は自己負担。
高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額する措置を9月末まで実施。 |

宿泊療養施設

- ・隔離のための宿泊療養施設は終了する。

高齢者施設等における対応

- ・入院が必要な入所者が適切かつ確実に入院できる体制を確保しつつ、医療機関との連携強化等の取組みは当面継続する。

ワクチン接種

- ・追加接種可能な全ての年齢の方を対象に**秋冬に接種**を行い、**高齢者等重症化リスクの高い方等**には、**春夏にも追加**で接種を行う。（自己負担なし）

基本的な感染対策

- ・政府として一律に求めず、**個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む**。（基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止）

感染防止の5つの基本（厚労省アドバイザリーボード）

- ① 症状がある場合等は、**無理せず自宅で療養または受診**
- ② **その場に応じたマスクの着用**や咳エチケットの実施
- ③ **換気、三密の回避**は引き続き有効
- ④ **手洗い**は日常の生活習慣に
- ⑤ **適度な運動、食事**などの生活習慣で健やかな暮らしを

本市事業の取扱い（健康福祉局）

積極的疫学調査・健康観察(保健C)	終了
受診・相談センター	継続
陽性者登録センター	終了
療養支援施策(配食サービス等)	終了
医療提供体制	一部継続
	・幅広い医療機関での対応を促進するとともに救急医療体制を確保 ・医療機関間による入院調整を促進
宿泊療養施設	終了
患者移送体制	一部継続
ゲノムサーベイランス(変異株検査)	継続
高齢者施設等におけるスクリーニング検査	継続
ワクチン接種	継続

今後のワクチン接種事業について

令和5年度のワクチン接種

- ▶追加接種可能な全ての年齢の方を対象として秋から冬（9～12月）に1回、重症化リスクが高い方等には、春から夏（5～8月）に前倒してさらに1回接種を実施
- ▶小児（5～11歳）や乳幼児（生後6か月～4歳）は、接種開始からの期間が短いため接種期間を延長（小児：R4.2～開始、R5.3～オミクロンワクチンも可能、乳幼児：R4.10～開始）

令和5年春開始接種

- ・対象者：初回接種（1・2回目接種）を完了した市民の方で、以下の①・②の方
 - ①65歳以上の方
 - ②5歳から64歳までの方のうち、基礎疾患を有する方、医療従事者等
- ・対象者数：約62万人（想定）
- ・実施期間：令和5年5月8日～同年8月末
- ・ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン
- ・接種間隔：前回接種（2～5回目）から3か月以上の間隔を空け、期間内に1回接種
- ・接種体制：市内約1,100か所の医療機関で接種を実施

令和5年秋開始接種（予定）

- ・対象者：初回接種（1・2回目接種）を完了した5歳以上の全ての方
- ・対象者数：約182万人（5歳以上の初回接種完了者等の数）
- ・実施期間：令和5年9月～同年12月
- ・ワクチン：令和5年度の早期に結論を得るよう今後検討
- ・接種間隔：使用するワクチンとともに今後検討

ワクチンの健康被害救済事業等

- ▶予防接種法に基づく健康被害の救済措置や市独自の予防接種健康被害見舞金及び健康被害救済申請支援制度により総合的な支援を実施
- ▶ワクチン接種後の長期的な副反応にお困りの市民に対して、相談やかかりつけ医以外の身近な医療機関（協力医療機関）の案内などを行う「なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口」を（一社）名古屋市医師会や（公社）愛知県看護協会の協力のもと設置（R4.3.25開設）

○長期的な副反応相談窓口の実績（R4.3.25～R5.3.31）

相談実績	2,146件
協力医療機関案内	1,020件

- ▶副反応相談窓口が案内する協力医療機関に症状や治療方法等の調査を行い、臨床の場で治療の参考とするための症例集（Case Collection Of Nagoya）を作成（R5.3.27に第1報を公表）

詳細については

(参考)

市ウェブ
サイトも
チェック!



5月8日から 新型コロナは 5類感染症に なります

市長から皆様へのメッセージ

3年以上続くコロナ禍において、長期にわたり行動制限や感染対策にご協力いただいた市民・事業者の皆様、そして医療提供体制の確保やワクチン接種等にご尽力いただいた医療関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。

5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法上の取扱いが5類感染症となり、日本全体がウィズコロナの新たな段階に入ります。ウイルスがなくなるわけではありませんので、制度の変更点を知っていただき、これからも一人ひとりが必要な感染対策を行うことが大切です。引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

名古屋市長 河村 たかし

5類移行後はココが変わります！



1 陽性者・濃厚接触者の外出自粛要請がなくなります

- 宿泊療養施設と配食サービスは終了します

2 医療費が一部を除き自己負担となります

- 外来 医療費と検査費(保険適用で1～3割)は自己負担
ただし、コロナ治療薬は自己負担なし(～9月末まで)
- 入院 医療費(保険適用で1～3割)と食事代は自己負担
ただし、高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額(～9月末まで)

3 陽性者の把握や健康観察は行いません

- 保健センターから陽性者への連絡はありません

5類移行後もココは変わりません！

1 受診・相談センターは継続します

- 発熱時などには無理せず自宅で療養し、必要に応じて直接医療機関を受診してください。なお、体調不良時や医療機関の受診に迷う場合には受診・相談センターをご活用ください

TEL 050-3614-0741 (24時間受付)

2 ワクチン接種は自己負担なしで継続します

- 詳しくは広報なごや5月号や市ウェブサイトをご覧ください



3 引き続き感染対策にご協力ください

- 場面に応じたマスクの着用、換気、手洗いなどを心がけましょう



○ 5 類移行に伴う主な事業に係る対応

事 項			名古屋市の施策内容		所 管 局
			5 類移行前（～ 5 / 7）	5 類移行後（5 / 8 ～）	
給付	休業手当を受けることができない方へ	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	事業主の指示により休業した中小企業主の労働者や大企業に雇用されるシフト制労働者等で、その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方へ給付金を支給	廃止 （休業期間が令和5年2月～3月の申請期限は令和5年5月末まで）	経済局
	業務によって新型コロナウイルスに感染した方へ	労災保険	業務によって新型コロナウイルス感染症に感染した場合、労災保険給付の対象となり、保険給付の請求が可能	継続	経済局
	解雇等により住宅を失った（失う恐れのある）方へ	住居確保給付金	住宅を失っている方又は住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給	継続	健康福祉局
援助		市営住宅の提供	解雇等により住宅の確保が困難となった方に対して、市営住宅を提供（有償）	継続 ※新規受付は廃止、入居済み世帯の更新は継続	住宅都市局
	個人市民税の納付が困難な方へ	個人市民税の減免	所得の大幅な減少が見込まれる方などに対する個人市民税の減免の実施	継続	財政局
	学校・保育所へ通う子どもがいる方へ	就学援助	市立小中学校又は国立小中学校へ就学させるのにお困りの方に、給食費や学用品費などの費用を援助する制度	継続	教育委員会事務局
		名古屋市奨学金（高等学校等給付型奨学金）	市内在住の高校生のうち、保護者等の年収見込額が市民税所得割非課税相当となる方に奨学金を給付（公立60,000円、私立72,000円）・選考あり。在籍高校を通じて申請	継続	教育委員会事務局
		市立高等学校入学科・授業料免除	市立高等学校の入学科または授業料の免除	継続	教育委員会事務局
		利用者負担額（保育料）の日割り計算による減額	本市からの要請により、保育所等が臨時休園になる場合や、登園停止になる場合、保育料の日割り計算による減額を実施	廃止 （要請を原則実施しないため）	子ども青少年局
		中央看護専門学校授業料免除	中央看護専門学校で定める家計急変の事由に該当する場合に授業料減免の申請を受付	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	健康福祉局
		高等教育の修学支援制度	国の家計急変の事由に該当する場合、授業料等減免及び給付型奨学金の申請を受付	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	各学校
		日本学生支援機構奨学金（貸与型奨学金）	日本学生支援機構の定める家計急変の事由に該当する場合に、貸与型奨学金の申請受付	継続	各学校
		大学等授業料減免制度	各学校で定める家計急変の事由に該当する場合に、授業料減免の申請受付	継続	各学校

○5 類移行に伴う主な事業に係る対応

事 項			名古屋市の施策内容		所 管 局
			5 類移行前（～5／7）	5 類移行後（5／8～）	
期間の 延長等	税金の納付が困難な方へ	納税の猶予制度	給与が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予	継続	財政局
	公共料金の支払いが困難な方へ	上下水道料金の支払猶予制度	上下水道料金のお支払いが困難な世帯等に対する支払猶予(検針日から最長で6箇月後の月末まで)	継続 ※見直し時期を検討中	上下水道局
	住民票、戸籍、マイナンバーに関する手続きをしたい方へ	住民基本台帳（住民票）の届出期間の延長	転入・転居・世帯変更等の住民票の異動手続きについて、異動した日から14日を経過した後でも手続きできるよう届出期間を延長	廃止 （正当な理由があれば、過料に処されることなく届出可能）	スポーツ市民局
		電子証明書の更新手続き	電子証明書の更新手続きについて、電子証明書の有効期限経過後も更新手続きが可能	継続	スポーツ市民局
郵送 請求		郵送による転出届	転出届は、郵送によることが可能	継続	スポーツ市民局
		住民票・戸籍などの証明書の郵送請求	住民票・戸籍などの証明書の請求は、郵送による請求が可能	継続	スポーツ市民局
	投票所へ行くことが困難な方へ	特例郵便等投票について	新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養をされている方で一定の要件を満たす場合、郵便等により投票することができる制度 なお、濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象ではなく、投票所等での投票が可能	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	選挙管理委員会事務局
手数料 免除	融資や貸付等の手続きのために証明書が必要な方へ	住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除	継続 ※今後の各種支援制度の動向により検討	スポーツ市民局
		所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除	継続 ※今後の各種支援制度の動向により検討	財政局

○5類移行に伴う主な事業に係る対応

事 項			名古屋市の施策内容		所 管 局
			5類移行前（～5／7）	5類移行後（5／8～）	
相談	経営等についてご相談したい方へ	経営相談	中小企業診断士などの資格を持つマネージャーが、創業、経営などについて無料の窓口相談を実施（要予約）	継続	経済局
		金融相談窓口	資金繰り・融資などに関して、専門の相談員が相談を受付	継続	経済局
給付	従業員に休んでいただく方へ	雇用調整助成金	事業主が雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成	継続	経済局
	従業員に子どもがいる方へ	小学校休業等対応助成金	小学校等が休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日当たり8,355円を上限に賃金相当額を助成	継続（令和5年5月末まで）	子ども青少年局
	フリーランスで子どもがいる方へ	小学校休業等対応支援金	小学校等が休校で休業したフリーランスの方に1日当たり4,177円（定額）を助成	継続（令和5年5月末まで）	子ども青少年局
	留守家庭児童育成会の方へ	新型コロナウイルス感染症対策利用料減免助成	本市からの要請に基づき利用を自粛した保護者の利用料を減免した場合、1日当たり日割り計算による利用料を上限に利用料の減免額分を助成	廃止 （利用自粛要請がなくなるため）	子ども青少年局
融資	資金繰りのため融資を受けたい方へ	セーフティネット保証4号・5号	売上高が減少している中小企業者が、資金繰り支援を受けるため、対象中小企業者であることの認定の受付	継続	経済局
		環境適応資金（経済対策特別資金）	経営環境が急激に悪化している中小企業者の資金繰りを支援するための融資制度（限度額1億円）	継続	経済局
		ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金	売上や利益率の減少の影響を受けている中小企業者の方の経営を支援するため、申込金融機関との対話を通じ経営行動計画を立て、据置最大5年かつ長期借入を低金利で受けられる融資制度（限度額1億円）	継続	経済局
		成長応援資金	民間金融機関からの借入れのない小規模企業者を対象に、第三者保証人を不要とした、名古屋市小規模事業金融公社が経営支援を行う、低利な融資制度（限度額300万円）	継続	経済局
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	貸付上限：直接貸付6億円（別枠）（中小企業事業）8千万円（別枠）（国民事業） 貸付期間：運転20年以内、設備20年以内（うち据置期間5年以内） 前5年のいずれかの年の同比で売上が5％以上減少	継続	経済局
		衛生環境激変特別貸付	貸付上限：衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 貸付期間：運転15年以内（うち据置期間3年以内） 前年もしくは前々年同比で売上が10％以上減少	継続	経済局
		新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金	資金繰りが悪化している第二次救急医療を担う病院等を運営する医療法人（従業員301人以上）に対する無利子・無担保の融資 償還期間：10年以内（うち据置期間3年以内） 貸付上限：5億円（本市2.5億、県2.5億）	廃止 （事業目的を達成）	健康福祉局

○5 類移行に伴う主な事業に係る対応

事 項			名古屋市の施策内容		所 管 局
			5 類移行前（～5／7）	5 類移行後（5／8～）	
期間の延長等	税金の申告・納付が困難な方へ	法人市民税及び事業所税の申告納付期限の延長	決算作業が間に合わず、期限までに申告納付が困難な場合等に、申告納付期限を延長	継続	財政局
		納税の猶予制度	事業継続が困難となった等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予	継続	財政局
	公共料金の支払いが困難な方へ	上下水道料金の支払猶予制度	上下水道料金のお支払いが困難な事業者等に対する支払猶予(検針日から最長で6箇月後の月末まで)	継続 ※見直し時期を検討中	上下水道局
支援	介護サービス事業所等を運営されている方へ	介護サービス提供体制確保事業補助	介護サービス事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助	継続	健康福祉局
		高齢者施設等における検査費用補助	新型コロナウイルス感染者が発生した高齢者施設等において、行政検査とならず任意検査（自由診療）を行った場合の費用について補助	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	健康福祉局
	障害福祉サービス事業所等を運営されている方へ	障害福祉サービス継続支援	障害福祉サービス事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助	今後の国の動向により検討	健康福祉局
		障害者施設等における検査費用補助	新型コロナウイルス感染者が発生した障害者施設等において、行政検査とならず任意検査(自由診療)を行った場合の費用について補助	今後の国の動向により検討	健康福祉局
	障害児通所支援事業所等を運営されている方へ	障害児通所支援等サービス継続支援	障害児通所支援事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	子ども青少年局
		障害児通所支援事業所等における検査費用補助	新型コロナウイルス感染者が発生した障害児通所支援事業所等において、行政検査とならず任意検査（自由診療）を行った場合の費用について補助	継続 ※詳細については、今後の国の事務連絡等により検討	子ども青少年局
契約	本市の事業を受注している方へ	工事及び工事に関連する業務の一時中止措置等	工事及び工事に関する業務の一時中止等の申出があった場合、必要に応じて一時中止等の措置を実施	継続	財政局
		契約における納期等の変更の対応について	納期等の見直しの申出があった場合、必要に応じて、納期の見直し等の措置を実施	継続	財政局
手数料免除	融資や貸付等の手続きのために証明書が必要な方へ	住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除	継続 ※今後の各種支援制度の動向により検討	スポーツ市民局
		所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除	融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除	継続 ※今後の各種支援制度の動向により検討	財政局

○5 類移行に伴う主な事業に係る対応

事 項			名古屋市の施策内容		所 管 局
			5 類移行前（～5／7）	5 類移行後（5／8～）	
寄附	新型コロナウイルス感染症対策への寄附をお考えの方へ	ナゴヤ新型コロナ対策でらハートフル基金	新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附を募集	継続	財政局
窓口	外国人の方へ（がいこくじんのかたへ）	外国人市民への多言語情報発信、相談窓口（がいこくじんのかたへのそうだんまどぐち）	名古屋国際センターにおいて、外国人相談窓口を運営し、必要に応じて適切な専門機関を紹介。あわせてウェブサイト、フェイスブックにて、9言語（日、英、ポ、ス、中、ハ、フィ、ベ、ネ）及び「やさしい日本語」による情報提供を実施。また、区役所・支所とセンターをつなぐタブレット端末によるテレビ電話やトリオホン（三者通話）による通訳を実施	継続	観光文化交流局
	不安や疲れを感じている方へ	名古屋市新型コロナウイルスこころのケア相談	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、不安や緊張が強い、イライラする、眠れない、同じことを繰り返し考えるなど、メンタルヘルスの不調を感じている方を対象に電話相談を実施※時間帯により電話番号が異なります	継続（令和5年5月末まで）	健康福祉局
	人権問題で困っている方へ	ソレイユプラザなごや 人権相談	ソレイユプラザなごやにおいて、人権相談窓口を運営し、相談内容に応じて必要な情報を提供するほか、適切な専門相談機関等を案内	継続	スポーツ市民局
還付等	市の施設使用の取り止め等を行った方へ	施設使用料等の還付	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、施設使用の取り止め・延期を行った場合の施設使用料等の還付	廃止（事業目的を達成）	防災危機管理局
	市の施設を借り受けて事業を行っている方へ	使用料・貸付料の支払の猶予	使用料・貸付料の支払が困難である場合、その支払を猶予	廃止（事業目的を達成）	財政局
		休館期間中の使用料・貸付料の減免・還付	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設については、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付	廃止（事業目的を達成）	財政局
	受講予定の講座が中止になった方へ	講座受講料の還付	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、各講座担当課が講座を中止した場合の受講料の還付	廃止（使用制限等の解除により廃止）	スポーツ市民局

市民・事業者の皆さまへ

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に変更されます。

これまで、ひっ迫した医療提供体制下において、診療やワクチン接種に多大なご協力をいただいた医療従事者はじめ関係者の皆さま、そして約3年間の長きにわたり基本的な感染防止対策などにご理解とご協力をいただいている市民・事業者の皆さまに、心より厚く御礼申し上げます。特に、緊急事態宣言下においては、不要不急の外出自粛や、営業時間短縮などの感染防止対策について、格別なご協力を賜りましたことを、改めて感謝申し上げる次第です。

5月8日以降は、日常における基本的な感染対策には自主的に取り組んでいただくことになります。しかしながら、ウイルスがなくなるというわけではありません。皆さまが元気に過ごして、自然免疫力を高めていただくことはもとより、これからも一人ひとりが必要な感染対策を行うことが大切です。

本市としては、これからのウィズコロナ社会において、事業者の皆さまには安心して事業を継続していけるよう、また市民の皆さまが安心して暮らしていけるよう、今後とも「いのち」と「くらし」を守り抜くために必要な施策や情報提供を行うなど、本市一丸となって最善を尽くしてまいりますので、引き続き、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年5月1日

名古屋市長 河村 たかし